

浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)及び浜松市契約規則(昭和39年浜松市規則第31号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、市が発注する物品の購入、製造、修繕若しくは売払い又は業務委託(建設工事関連業務委託を除く。以下同じ。)、賃貸借(土地又は建物の賃貸借を除く。以下同じ。)若しくは役務の提供(以下「物品購入等」という。)に係る一般競争入札について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要領により一般競争入札の対象とする物品購入等は、次に定めるものとする。

- (1) 原則として、予定価格又は設計価格が1,000万円以上(長期継続契約においては、履行期間全体の予定予算総額を対象とする。)の物品購入等。
- (2) その他市長が特に必要と認める場合

(一般競争入札の公告)

第3条 市長は、一般競争入札により物品購入等の契約を締結しようとするときは、別記によりその旨を公告するとともに、公告の写しについて物品の購入、製造、修繕又は売払い(以下「物品購入」という。)においては契約担当課、業務委託、賃貸借又は役務の提供(以下「業務委託等」という。)においては当該業務を所管する課(以下「業務主管課」という。)に掲示するほか浜松市ホームページへ掲載するものとする。

(一般競争入札参加資格)

第4条 政令第167条の5の2に規定する必要な資格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第3条に定める物品購入等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 当該物品購入等において、業務に必要な条件を満たしていること。
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始に申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。))及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

(一般競争入札参加者の決定)

第5条 市長は、物品購入等の入札に参加を希望する者から、公告の日の翌日から公告終了後2日以内でその都度定める期間内に入札参加資格確認申請書(一般競争)(以下、「確認申請書」という。)その他市長が必要と認める書類を持参により提出させるものとする。

2 市長は、前項の確認申請書を提出した者(以下「申請者」という。)について、確認申請書

の提出期限日の翌日から3日以内に一般競争入札参加の資格確認審査をし、その結果を文書で申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、参加資格がないと認めるときは、当該申請者に対し、通知日の翌日から2日以内にその理由等について、書面により説明を求められることができる旨を付記するものとする。

3 市長は、前項後段の説明を求められたときは、その日から2日以内に文書により回答するものとする。ただし、説明を求めた者に一般競争入札参加資格があると認める場合は、前項の通知を取り消す旨の回答と併せて、改めて一般競争入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。

4 市長は、物品購入等入札参加資格者名簿に登載されている者を対象として制限付一般競争入札を行うときは、第1項に規定する確認申請書の提出及び第2項に規定する確認の通知を省略することができる。

(仕様書等の閲覧)

第6条 市長は、当該物品購入等に係る契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等(以下「仕様書等」という。)を次の各号に定めるところにより、閲覧及び貸出し又は提供するものとする。

(1) 閲覧及び貸出し又は提供は、物品購入においては契約担当課、業務委託等においては業務主管課にて行うものとする。

(2) 貸出しは、1日を限度とし、1申請者につき1部とする。閲覧及び貸出し又は提供を行う期間は、公告の日から入札執行日の前日までとする。

2 仕様書等に係る質問書の取扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 質問書は、公告の日の翌日から入札執行日の7日前の日までに、物品購入においては契約担当課、業務委託等においては業務主管課に提出させる。

(2) 質問に対する回答書は業務主管課で作成し、入札執行日前3日間、物品購入においては契約担当課、業務委託等においては業務主管課にて閲覧させるとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。

3 市長が特に必要と認める場合には、説明会を行うことができる。この場合、確認申請書の提出期限日の翌日からとし、入札執行日の7日前までに行うものとする。ただし、一般競争入札参加申請者が一堂に会さない形で個々の申請者に説明を行う。

(入札の執行)

第7条 市長は、入札執行時において、第5条第2項又は第3項後段の規定により一般競争入札の参加資格があると確認した者、又は確認申請を省略した場合において、一般競争入札参加申込書を提出した者を、入札に参加させるものとする。

2 市長は、第1回の入札に際し入札参加者に内訳書の提出を求めることができる。

なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(入札保証金及び契約保証金)

第8条 入札保証金は、規則第6条、第7条及び第8条に定めるところによるものとする。

2 契約保証金は、規則第27条、第28条及び第29条に定めるところによるものとする。

(入札の無効)

第9条 規則第13条第1項各号に定めるもののほか、次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 確認申請において虚偽の申請をした者がした入札

(2) 仕様書等及び現場説明において示した条件などの入札に関する条件に違反した入札

(3) 一般競争入札参加資格があると確認され、その後入札執行時点において第4条第1項各

号に規定する参加資格を失った者がした入札

(4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

(期間の計算)

第10条 この要領において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

別記 その1 (物品購入)

浜松市公告第 号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び浜松市契約規則(昭和39年浜松市規則第31号)第4条の規定に基づき公告する。

令和 年 月 日

浜松市長

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 (課名 番号)
- (2) 数 量
- (3) 納入期限
- (4) 納入場所
- (5) 調達物品の特性 (対象調達ごとに明示)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日浜松市告示第390号)の規定により、令和・年度の競争入札参加資格(物品 業種分類 : ××××××)の認定を受けているものであること。
- (3) 入札契約等において、必要とする条件を満たしていること。
(地域要件・許可・資格・業務実績等の制限を記載すること。)
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始に申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

3 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、物品購入等入札参加資格確認申請書(一般競争)(以下「確認申請書」という。)を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記の2により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の3によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の 1 の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。
- 4 契約書案、入札心得及び仕様書等について
- (1) 契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、別記の 4 により閲覧及び提供をする。
- (2) 仕様書等に対する質問書は、別記の 5 により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、入札執行日の前 3 日間入札及び契約担当課において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。
- 5 説明会の日時及び場所等
- 説明会は、別記の 6 により行う。……（実施する場合）
- 6 一般競争入札執行の日時及び場所等
- 一般競争入札は、別記の 7 により執行する。
- 7 入札方法等
- (1) 契約担当課が求めた場合には、第 1 回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した物品購入等内訳書を提出すること。
- なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (2) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。
- 8 入札保証金
- この一般競争入札は、入札保証金を免除する。
- 9 契約に関する特記事項
- この物品購入等の契約にあつては、落札者と仮契約を締結し、後日、浜松市議会の議決を経て、本契約を締結する。（議決案件の場合）
- 10 入札の無効
- 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において 2 に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札
- ア 人的関係
- (ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）
- (イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- イ その他の関係
- 上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合
- 開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入

札は無効とはならない。

11 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

12 入札及び契約担当課

所在地

課名

電話

F A X

メールアドレス

【 別 記 】

1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参すること。
- (2) 受付期間 令和 年 月 日()から 令和 年 月 日()まで
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)午前 時から午後 時まで
- (3) 提出先 浜松市役所財務部調達課 電話番号
- (4) 様 式 市長が定める様式とする。

2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

- (1) 交付場所 上記1(3)に掲げる場所
- (2) 日 時 令和 年 月 日() 時以降
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (3) その他 電話連絡等はない。

なお、郵送を希望する場合は、参加資格確認申請書を提出する際に、円切手を貼った返信用封筒を添付すること。必要に応じて記載する。

3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

- (1) 方 法 文書により持参すること。(郵送によるものは、受け付けない。)
- (2) 提出期間 令和 年 月 日()から 令和 年 月 日()まで
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)午前 時から午後 時まで
- (3) 提出先 浜松市役所財務部調達課

4 仕様書等の閲覧及び提供

- (1) 閲覧及び提供期間
令和 年 月 日()から 令和 年 月 日()まで
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)午前 時から午後 時まで
- (2) 提供方法 提供部数は、1業者につき1部 (無料)
- (3) 場 所 浜松市役所財務部調達課

5 仕様書等に対する質問

- (1) 提出方法 文書により持参、郵送、FAX又は電子メールとする。
- (2) 受付期間 令和 年 月 日()から 令和 年 月 日()まで
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)午前 時から午後 時まで
(郵送の場合は、受付期間の最終日までに必着とする。)
- (3) 提出先 浜松市役所財務部調達課

6 説明会 ……(実施する場合)

- (1) 日 時 令和 年 月 日() 時
- (2) 場 所
- (3) その他 仕様書等を保持している者は持参すること。

7 入札執行日時等

- (1) 日 時 令和 年 月 日() 時
- (2) 場 所 浜松市役所財務部調達課 入札室
- (3) その他 郵送による入札はできない。

ただし、書留郵便をもって入札に参加できることとした場合は、その旨及び書留郵便による入札期間。

物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）

公告番号		公告年月日	令和 年 月 日
件 名	（ 課 名 ）		
添 付 書 類	公告に記載した、物品購入等に必要な条件を確認する書類を記入 特にない場合は、「なし」と記入		
提 出 期 限	令和 年 月 日		

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 号の物品購入等一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地
申請者 商号又は名称
代表者氏名

物品購入等入札参加資格確認結果通知書（一般競争）

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

浜松市長

先に申請のあった本市発注の物品購入等に係る一般競争入札の参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

公告番号		公告年月日	令和 年 月 日
件 名	(課名)		
参加資格の有無	有 無	無の 理由	

なお、参加資格が「無」と通知された方は、市に対し参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、令和 年 月 日 () までに浜松市（調達課）へその旨を記載した文書を提出して下さい。

納入実績調書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

商号又は名称

代表者又は
受任者名

次のとおり、本調達と同種の納入実績を有しておりますので、契約書の写し及び納入物品の内容が記載された仕様書の写しとともに届け出ます。

件名		件名	
発注者		発注者	
納入場所		納入場所	
契約金額		契約金額	
納入日		納入日	
納入数量		納入数量	
概要		概要	

別記 その2 (業務委託等で単独登録業者へ発注する場合)

浜松市公告第 号

浜松市の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び浜松市契約規則(昭和39年浜松市規則第31号)第4条の規定に基づき公告する。

令和 年 月 日

浜松市長

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 (課名)
- (2) 業務委託の場所
- (3) 業務内容 (内容がわかる様、簡潔に記載。)
- (4) 履行期間(契約期間) 入札及び契約担当課で任意に作成

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日浜松市告示第390号)の規定により、令和・年度の競争入札参加資格(業務委託・賃貸借業種分類 : ××××××)の認定を受けているものであること。
- (3) 入札対象業務委託契約等において、業務に必要とする条件を満たしていること。(業務内容にあわせて、地域要件・許可・資格・業務実績等の制限を記載すること。)
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 所属する協同組合等の団体が参加申請をしていないこと。協同組合等の団体においては、所属する組合員等が参加申請をしていないこと。……(必要な場合)

3 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、業務委託等入札参加資格確認申請書(一般競争)(以下「確認申請書」という。)を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記の2により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の3によりその理由について説明を求められることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

(3) 参加資格がないと認められた者及び別記の 1 の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

4 契約書案、入札心得及び仕様書等について

(1) 契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、別記の 4 により閲覧及び貸出し又は提供をする。

(2) 仕様書等に対する質問書は、別記の 5 により提出すること。

(3) (2)の質問に対する回答は、入札執行日の前 3 日間入札及び契約担当課において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。

5 説明会の日時及び場所等

説明会は、別記の 6 により行う。……（実施する場合）

6 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の 7 により執行する。

7 入札方法

(1)は契約の形態に応じて必要な文言のみ残すように修正をしてください。

(総価契約又は長期継続契約の場合)

(1) 入札は総価/月額/年額で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(単価契約の場合)

(1) 入札は 1 個あたりの単価で行う。落札決定に当たっては、入札書（小数点以下第 2 位まで記入することができる。）に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(2) 入札及び契約担当課が求めた場合には、第 1 回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務委託費等内訳書を提出すること。

なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

8 最低制限価格 ……（設定する場合） 賃貸借契約を除く。

この一般競争入札は、浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領を適用し、最低制限価格を設定する。

最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

9 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

10 前金払及び部分払

原則、前金払及び部分払はできないものとする。

11 契約に関する特記事項

長期継続契約にあたっては、「翌年度以降において、予算の減額又は削除があった場合は当該契約を解除することができる。」 ……（長期継続契約の場合）

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において2に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

13 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

14 入札及び契約担当課

所在地

課名

電話

F A X

メールアドレス

【 別 記 】

1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参すること。(郵送、FAX及び電子メールによるものは、受け付けない。)
- (2) 受付期間 令和 年 月 日()から 令和 年 月 日()まで
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (3) 提出先 浜松市役所 課 (入札及び契約担当課) 電話番号
- (4) 様式 市長が定める様式とする。

2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

- (1) 交付場所 上記1(3)に掲げる場所
- (2) 日時 令和 年 月 日() 時以降
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (3) その他 電話連絡等はしない。
なお、郵送を希望する場合は、参加資格確認申請書を提出する際に、円切手を貼った返信用封筒を添付すること。必要に応じて記載する。

3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

- (1) 方法 文書により持参すること。(郵送、FAX及び電子メールによるものは、受け付けない。)
- (2) 提出期限 令和 年 月 日()
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (3) 提出先 浜松市役所 課 (入札及び契約担当課)

4 仕様書等の閲覧及び貸出し又は提供

- (1) 閲覧及び貸出し又は提供期間
令和 年 月 日()から 令和 年 月 日()まで
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (2) 貸出し・提供方法及び貸出し日数
貸出し・提供部数は、1業者につき1部 (無料)
貸出しの場合のみ貸出し日数は1日とする(貸出し日の翌日 時まで)
- (3) 場所 浜松市役所 課 (入札及び契約担当課)

5 仕様書等に対する質問

- (1) 提出方法 文書により持参、郵送、FAX又は電子メールとする。
- (2) 受付期間 令和 年 月 日()から 令和 年 月 日()まで
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
(郵送の場合は、受付期間の最終日までに必着とする。)
- (3) 提出先 浜松市役所 課 (入札及び契約担当課)

6 説明会 ……(実施する場合)

- (1) 日時 令和 年 月 日() 時
- (2) 場所
- (3) その他 仕様書等を保持している者は持参すること。

7 入札執行日時等

- (1) 日時 令和 年 月 日() 時
- (2) 場所 浜松市役所 課 会議室(入札及び契約担当課)
- (3) その他 郵送、FAX及び電子メールによる入札はできない。

業務委託等入札参加資格確認申請書（一般競争）

【単独業者申請用】

公告番号		公告年月日	令和 年 月 日
業務委託名 (貸借名)	(課名)		
添 付 書 類	公告に記載した、業務に必要な条件を確認する書類を記入 特にない場合は 「なし」 と記入		

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住所又は所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名

業務委託等入札参加資格確認結果通知書（一般競争）

令和 年 月 日

（商号又は名称）

（代表者職氏名） 様

浜松市長

先に申請のあった本市発注の業務委託等に係る一般競争入札の参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

公告番号			公告年月日	令和	年	月	日
業務委託名 （賃貸借名）	（課名）						
参加資格の有無	有 無	無の 理由					

なお、参加資格が「無」と通知された方は、市に対し参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、令和 年 月 日（ ）までに浜松市（ ）課へその旨を記載した文書を提出して下さい。

浜松市公告第 号

浜松市の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び浜松市契約規則(昭和39年浜松市規則第31号)第4条の規定に基づき公告する。

令和 年 月 日

浜松市長

記

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務委託名

(2) 業務委託の場所

(3) 業務内容 (内容がわかる様、簡潔に記載。)

(4) 履行期間(契約期間)

入札及び契約担当課で任意に作成

現時点では、特定の業務委託契約(当該案件)のみが対象となります。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

浜松市特定業務委託共同企業体取扱要綱に基づき結成された特定業務委託共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次の要件を満たすものでなければならない。

(1) 入札対象業務委託契約等において、業務に必要な条件を満たしていること。(業務内容にあわせて、地域要件・許可・資格・業務実績等の制限を記載すること。)

(2) 共同企業体は 者で構成し、各構成員の出資比率は %以上とすること。また、代表者はその比率の最大の者で、かつ、より大きな業務能力・体制を有するものであること。

(3) 共同企業体の構成員は、次の要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日浜松市告示第390号)の規定により、令和・年度の競争入札参加資格(業務委託・賃貸借 業種分類 : x x x x x x)の認定を受けており、浜松市特定業務委託共同企業体取扱要綱第5条で規定する構成であること。

ウ 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

カ 1に掲げる業務委託に係る2以上の共同企業体の構成員でないこと。

3 一般競争入札参加資格の確認

(1) 共同企業体の業務委託入札参加資格審査申請書、協定書の写し及び使用印鑑届を添付し

た業務委託入札参加資格確認申請書（一般競争）（以下「確認申請書」という。）を別記の 1 により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は、確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記の 2 により文書で通知する。

(2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の 3 によりその理由について説明を求められることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から 2 日以内に文書で行う。

(3) 参加資格がないと認められた者及び別記の 1 の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

4 契約書案、入札心得及び仕様書等について

(1) 契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、別記の 4 により閲覧及び貸出し又は提供をする。

(2) 仕様書等に対する質問書は、別記の 5 により提出すること。

(3) (2)の質問に対する回答は、入札執行日の前日まで浜松市役所（入札及び契約担当課）において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。

5 説明会の日時及び場所等

説明会は、別記の 6 により行う。……（実施する場合）

6 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の 7 により執行する。

7 入札方法等 (1)は契約の形態に応じて必要な文言のみ残すように修正をしてください。

（総価契約又は長期継続契約の場合）

(1) 入札は総価／月額／年額で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

（単価契約の場合）

(1) 入札は 1 個あたりの単価で行う。落札決定に当たっては、入札書（小数点以下第 2 位まで記入することができる。）に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(2) 入札及び契約担当課が求めた場合には、第 1 回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務委託費等内訳書を提出すること。

なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

8 最低制限価格 ……（設定する場合） 賃貸借契約を除く。

この一般競争入札は、浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領を適用し、最低制限価格を設定する。

最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

9 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

10 前金払及び部分払

原則、前金払及び部分払はできないものとする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において2に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

共同企業体の場合、人的関係にある者同士が互いに別の共同企業体の構成員同士であるときは、いずれか1企業体のみを入札参加とする（人的関係にある者同士が同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能）。

12 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

13 入札及び契約担当課

所在地

課名

電話

F A X

メールアドレス

【 別 記 】

1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参すること。(郵送、FAX及び電子メールによるものは、受け付けない。)
- (2) 受付期間 令和 年 月 日()から 令和 年 月 日()まで
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (3) 提出先 浜松市役所 課 (入札及び契約担当課) 電話番号
- (4) 様式 市長が定める様式とする。

2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

- (1) 交付場所 上記1(3)に掲げる場所
- (2) 日時 令和 年 月 日() 時以降
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (3) その他 電話連絡等はない。
なお、郵送を希望する場合は、参加資格確認申請書を提出する際に、円切手を貼った返信用封筒を添付すること。必要に応じて記載する。

3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

- (1) 方法 文書により持参すること。(郵送、FAX及び電子メールによるものは、受け付けない。)
- (2) 提出期限 令和 年 月 日()
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (3) 提出先 浜松市役所 課 (入札及び契約担当課)

4 仕様書等の閲覧及び貸出し又は提供

- (1) 閲覧及び貸出し又は提供期間
令和 年 月 日()から 令和 年 月 日()まで
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (2) 貸出し・提供方法及び貸出日数
貸出し・提供部数は、1業者につき1部 (無料)
貸出しの場合のみ貸出日数は1日とする(貸出日の翌日 時まで)
- (3) 場所 浜松市役所 課 (入札及び契約担当課)

5 仕様書等に対する質問

- (1) 提出方法 文書により持参、郵送、FAX又は電子メールとする。
- (2) 受付期間 令和 年 月 日()から 令和 年 月 日()まで
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
(郵送の場合は、受付期間の最終日までに必着とする。)
- (3) 提出先 浜松市役所 課 (入札及び契約担当課)

6 説明会 ……(実施する場合)

- (1) 日時 令和 年 月 日() 時
- (2) 場所
- (3) その他 仕様書等を保持している者は持参すること。

7 入札執行日時等

- (1) 日時 令和 年 月 日() 時
- (2) 場所 浜松市役所 課 会議室(入札及び契約担当課)
- (3) その他 郵送、FAX及び電子メールによる入札はできない。

業務委託入札参加資格確認申請書（一般競争）

【共同体申請用】

公告番号		公告年月日	令和	年	月	日
業務委託名	(課名)					
特定業務委託共同 企業体構成員	株式会社		代表取締役			
	株式会社		代表取締役			
	株式会社		代表取締役			
添付書類	特定業務委託共同企業体の (1) 業務委託入札参加資格審査申請書 (2) 特定業務委託共同企業体協定書の写し (3) 使用印鑑届 (4) 公告に記載した、業務に必要な条件を確認する書類を記入 (4)については、特にない場合は記入不要					

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 共同企業体
の 名 称

代表者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

構成員 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

構成員 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

業務委託入札参加資格確認結果通知書（一般競争）

令和 年 月 日

（共同企業体の名称）

様

浜松市長

先に申請のあった本市発注の業務委託に係る一般競争入札の参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

公告番号		公告年月日	令和	年	月	日
業務委託名	(課名)					
参加資格の有無	有 無	無の 理由				

なお、参加資格が「無」と通知された方は、市に対し参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、令和 年 月 日()までに浜松市()課へその旨を記載した文書を提出して下さい。

別記 その4 (業務委託で1業務に単独業者及び共同企業体へ発注する場合)

長期継続契約及び賃貸借契約は対象外

浜松市公告第 号

浜松市の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び浜松市契約規則(昭和39年浜松市規則第31号)第4条の規定に基づき公告する。

令和 年 月 日

浜松市長

記

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務委託名 (課名)

(2) 業務委託の場所 入札及び契約担当課で任意に作成

(3) 業務内容 (内容がわかる様、簡潔に記載。)

(4) 履行期間(契約期間) 現時点では、特定の業務委託契約(当該案件)のみが対象となります。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単独業者については、次の(1)～(7)及び(9)に掲げる要件を満たす者であり、浜松市特定業務委託共同企業体取扱要綱に基づき結成された特定業務委託共同企業体(以下「共同企業体」という。)については、(1)・(9)及び(10)の要件を満たし、かつその構成員にあっては(2)～(8)の要件を満たすものでなければならない。

(1) 入札対象業務委託契約等において、業務に必要とする条件を満たしていること。(業務内容にあわせて、地域要件・許可・資格・業務実績等の制限を記載すること。)

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日浜松市告示第390号)の規定により、令和・年度の競争入札参加資格(業務委託・賃貸借業種分類 : ××××××)の認定を受けているものであること。

(4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(7) 所属する協同組合等の団体が参加申請をしていないこと。協同組合等の団体においては、所属する組合員等が参加申請をしていないこと。……(必要な場合)

(8) 1に掲げる業務委託に係る2以上の共同企業体の構成員でないこと。

(9) 単独業者として参加する者と1に掲げる業務委託に係る共同企業体の構成員を重複していないこと。

- (10) 共同企業体については、 者で構成され、次の要件を満たしていること。
ア 浜松市特定業務委託共同企業体取扱要綱第5条で規定する構成であること。
イ 各構成員の出資比率は、 %以上とし、その代表者は、その比率の最大の者で、かつ、より大きな業務能力・体制を有するものであること。

3 一般競争入札参加資格の確認

- (1) 単独業者による参加希望者は、業務委託等入札参加資格確認申請書（一般競争単独業者申請用）を別記の1により提出し、共同企業体においては、業務委託入札参加資格審査申請書、協定書の写し及び使用印鑑届を添付した業務委託入札参加資格確認申請書（一般競争共同企業体申請用）（以下、総じて「確認申請書」という。）を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は、確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記の2により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の3によりその理由について説明を求められることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

4 契約書案、入札心得及び仕様書等について

- (1) 契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、別記の4により閲覧及び貸出し又は提供をする。
- (2) 仕様書等に対する質問書は、別記の5により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、入札執行日の前日まで浜松市役所（業務所管課）において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。

5 説明会の日時及び場所等

説明会は、別記の6により行う。………（実施する場合）

6 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の7により執行する。

7 入札方法等

(1)は契約の形態に応じて必要な文言のみ残すように修正をしてください。

（総価契約又は長期継続型契約）

- (1) 入札は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

（単価契約の場合）

- (1) 入札は1個あたりの単価で行う。落札決定に当たっては、入札書（小数点以下第2位まで記入することができる。）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- (2) 入札及び契約担当課が求めた場合には、第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務委託費等内訳書を提出すること。

なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

8 最低制限価格 ……（設定する場合）

この一般競争入札は、浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領を適用し、最低制限価格を設定する。

最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

9 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

10 前金払及び部分払

原則、前金払及び部分払はできないものとする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札

(2) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札

(3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において2に掲げる参加資格を失った者の行った入札

(4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

共同企業体の場合、人的関係にある者同士が互いに別の共同企業体の構成員同士であるときは、いずれか1企業体のみを入札参加とする（人的関係にある者同士が同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能）。

12 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

13 入札及び契約担当課

所在地

課名

電話

F A X
メールアドレス

【 別 記 】

1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参すること。(郵送、FAX及び電子メールによるものは、受け付けない。)
- (2) 受付期間 令和 年 月 日()から 令和 年 月 日()まで
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (3) 提出先 浜松市役所 課 (入札及び契約担当課) 電話番号
- (4) 様式 市長が定める様式とする。

2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

- (1) 交付場所 上記1(3)に掲げる場所
- (2) 日時 令和 年 月 日() 時以降
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (3) その他 電話連絡等はしない。
なお、郵送を希望する場合は、参加資格確認申請書を提出する際に、円切手を貼った返信用封筒を添付すること。必要に応じて記載する。

3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

- (1) 方法 文書により持参すること。(郵送、FAX及び電子メールによるものは、受け付けない。)
- (2) 提出期限 令和 年 月 日()
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (3) 提出先 浜松市役所 課 (入札及び契約担当課)

4 仕様書等の閲覧及び貸出し又は提供

- (1) 閲覧及び貸出し又は提供期間
令和 年 月 日()から 令和 年 月 日()まで
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (2) 貸出し・提供方法及び貸出日数
貸出し・提供部数は、1業者につき1部 (無料)
貸出しの場合のみ貸出日数は1日とする(貸出日の翌日 時まで)
- (3) 場所 浜松市役所 課 (入札及び契約担当課)

5 仕様書等に対する質問

- (1) 提出方法 文書により持参、郵送、FAX又は電子メールとする。
- (2) 受付期間 令和 年 月 日()から 令和 年 月 日()まで
(午前 時から午後 時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
(郵送の場合は、受付期間の最終日までに必着とする。)
- (3) 提出先 浜松市役所 課 (入札及び契約担当課)

6 説明会 ……(実施する場合)

- (1) 日時 令和 年 月 日() 時
- (2) 場所
- (3) その他 仕様書等を保持している者は持参すること。

7 入札執行日時等

- (1) 日時 令和 年 月 日() 時
- (2) 場所 浜松市役所 課 会議室(入札及び契約担当課)
- (3) その他 郵送、FAX及び電子メールによる入札はできない。

業務委託等入札参加資格確認申請書（一般競争）

【単独業者申請用】

公告番号		公告年月日	令和 年 月 日
業務委託名 (貸借名)	(課名)		
添 付 書 類	公告に記載した、業務に必要な条件を確認する書類を記入 特にない場合は「なし」と記入		

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住所又は所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名

業務委託等入札参加資格確認結果通知書（一般競争）

令和 年 月 日

（商号又は名称）

（代表者職氏名） 様

浜松市長

先に申請のあった本市発注の業務委託等に係る一般競争入札の参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

公告番号		公告年月日	令和 年 月 日
業務委託名 （貸借名）	（課名）		
参加資格の有無	有 無	無の 理由	

なお、参加資格が「無」と通知された方は、市に対し参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、令和 年 月 日（ ）までに浜松市（ ）課へその旨を記載した文書を提出して下さい。

業務委託入札参加資格確認申請書（一般競争）

【共同体申請用】

公告番号		公告年月日	令和	年	月	日
業務委託名	（課名）					
特定業務委託共同 企業体構成員	株式会社		代表取締役			
	株式会社		代表取締役			
	株式会社		代表取締役			
添付書類	特定業務委託共同企業体の (1) 業務委託入札参加資格審査申請書 (2) 特定業務委託共同企業体協定書の写し (3) 使用印鑑届 (4) 公告に記載した、業務に必要な条件を確認する書類を記入 特にない場合は記入不要					

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 共同企業体
の 名 称

代表者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

構成員 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

構成員 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

業務委託入札参加資格確認結果通知書（一般競争）

令和 年 月 日

（共同企業体の名称）

様

浜松市長

先に申請のあった本市発注の業務委託に係る一般競争入札の参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

公告番号		公告年月日	令和	年	月	日
業務委託名	(課名)					
参加資格の有無	有 無	無の 理由				

なお、参加資格が「無」と通知された方は、市に対し参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、令和 年 月 日 () までに浜松市 (課) へその旨を記載した文書を提出して下さい。

